

# 犯罪被害者等支援計画の策定

資料2

## <関係規程>

### ○地域安全まちづくり条例 第15条

県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

### ○犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例 第9条

知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

※ 現在は「地域安全まちづくり推進計画」の1項目に犯罪被害者等支援を設定

### ○地域安全まちづくり審議会規則 第2条

審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(3)前2号に掲げるもののほか、地域安全まちづくりに関する重要事項に関すること。

## 【地域安全まちづくり推進計画の概要】

### 基本理念

## 地域社会の力を基本とした 持続可能な安全安心兵庫の実現

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な元気兵庫の実現をめざす。

### 8つの行動

行動1	みんなで安全安心な地域をつくる
行動2	電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる
行動3	子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる
行動4	女性が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動5	高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動6	犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる
行動7	更生支援と再犯防止対策を推進する
行動8	安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する